

株式会社ビジネスアシスト

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

＜女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法共通の目標＞

目標

配偶者が出産した男性社員の育休取得率を、対象者の30%以上にする

＜対策＞

- 令和4年 4月～ 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
安定期以降会社への報告体制の整備
退院時特別有給休暇の新設検討（期間、取得可能時期等）
相談体制の整備
- 令和5年 4月～ 育児休業取得者の事例調査、情報提供
- 令和6年 4月～ 育児休業取得者の事例調査、情報提供継続